

昭和30～40年代における家畜防疫行政のあゆみ

大橋 義光¹

1 はじめに

昭和20年(1945)の第2次世界大戦終結の結果、わが国の行政部局は連合軍総司令部(GHQ)の管轄下に置かれ、家畜衛生行政はGHQの公衆衛生福祉部の所管となった。そのため、当時の農林省畜産局衛生課長などは、日常業務のすべてについてGHQの指示や承認を受けなければならなかった。昭和30年代に入る頃から朝鮮動乱なども治まり、国内に復興の兆しが見え始め、「もはや戦後ではない」といわれる時代になった。

筆者は、昭和27年(1952)農林省に入ってから30年間在職したが、そのうちのほぼ20年を畜産局衛生課で過ごしたので、その間、衛生課での業務の中でとくに筆者自身が家畜防疫に関して体験したことや思い出として強く残っている事柄等について述べてみたい。

2 家畜防疫関係法令の整備等

(1) 家畜伝染病予防法の全面改正

大正11年(1922)に制定された家畜伝染病豫防法は廃止され、昭和26年(1951)新たに家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)が制定された。これとともに、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)も公布された(改正内容の詳細については杉浦勝明氏が第74回研究発表会および本会誌第50号(2013)で報告されている)。この法律・省令に基づいて、家畜伝染病の発生予防措置の強化とともに、輸出入検疫制度の整備強化も行われることとなった。

(2) 狂犬病予防法・犬の輸出入検疫規則の公布

狂犬病予防に関して戦前は内務省の獣医警察が担当し、戦後は厚生省の所管となっていた。田中良男氏によると、昭和25年(1950)春先にGHQ公衆衛生福祉部のビーチウッド獣医学博士の懇請を受けた斉藤衛生課長が狂犬病予防に関する法律

OHASHI Yoshimitsu : Prevention of Animal Epidemic in Japan in Showa 30's and 40's(1955～1974)

1. 日本獣医史学会名誉会員 連絡先：〒179-0085 東京都練馬区早宮2-4-1

(2013年8月5日受付・2013年8月27日受理)

案の作成を引き受ける破目になったが、齊藤課長は渉外事務など雑用に追われていたので、草案作成の仕事は田中良男家畜防疫班長が引き受けることになった。短期間で仕上げた案は政府提出案とするには時間的余裕がないので議員提案とすることにして、当時獣医師で国会議員の原田雪松先生に大役を引き受けていただくことになったとのことである。法律の所管は厚生省であるので、同省が中心となって進められた。家畜伝染病予防法には犬以外の家畜が対象となっているため、動物検疫では犬を対象として「犬の輸出入検疫規則(農林省令)」が別途定められている。

(3) 家畜保健衛生所の設置とその整備拡充

昭和25年(1950)に家畜衛生行政組織の末端におけるサービス機関として家畜保健衛生所が各都道府県に設置されたが、設立当初の機能を強化するため昭和40年(1965)から再編整備が行われ、全国586カ所の家畜保健衛生所は202カ所に整備・統合された。各所の陣容は獣医師数十名以上とし、病性鑑定所を併設する場合は17名以上とするよう指導された。これとともに、農林省家畜衛生講習会規程に基づく講習や技術研修を受けることなどにより、家畜保健衛生所の技術水準も向上した。昭和34年(1959)から、毎年度の全国家畜衛生主任者会議開催時期に合わせて家畜保健衛生業績発表会が開催されている。この発表会は、衛生所の効率的運営や病性鑑定業務を通じての研究成果の発表の場となっている。

(4) 薬事関係法令

昭和23年(1948)の薬事法で動物用医薬品も規制の対象になったが、昭和35年(1960)には大幅な改正が行われ、これに伴って動物用医薬品等取締規則や動物用生物学的製剤の取締に関する規則も公布された。

昭和40年代に入ると、家畜衛生試験場で開発した生物学的製剤の製造業務は漸次民間メーカーに移行され、試験場の製造部は製剤研究部となった。なお、動物用医薬品は疾病の診断・予防・治療が目的とされているが、この頃から畜産の重要な生産資材と認識されるようになってきた。

3 家畜衛生に関する広報活動・情報伝達等

(1) 定期刊行物

家畜衛生週報は昭和24年(1949)から発行されており、関係省庁はもとより都道府県畜産主務課、家畜保健衛生所等まで配布され、関係団体および個人からの購読もある。農林水産省内の刊行物で週報の形でこのように長期間継続されているものは他に例がない。平成24年(2012)現在ですでに3,200号を超えている。IT時

代になり、官庁のホームページなども開設されるようになったが、週報によるニュースを頼りにしている人も少なくない。このほか、家畜伝染病発生月報(英文併記)が国内および国外の関係先へ送付され、家畜衛生統計年報(英文併記)も発行されている。

(2) 伝統のある全国家畜衛生主任者会議の開催

昭和6年(1931)国内各地に発生した豚コレラが3府29県に蔓延するに及び、それまで発生した地区ごとに開催していた豚コレラ予防聯合協議会を、農林省主催の下に全国的な形の家畜衛生主任官会議として開催したのが始まりである(『日本帝国家畜傳染病豫防史 大正・昭和第二篇』)。

戦後は全国家畜衛生主任者会議として都道府県畜産課の衛生係長を召集して開かれた(当時はまだ畜産局衛生課長が県の人事にも関わりを持っていた)。あるとき、畜産局内の他課の課長が「農林省では全国畜産課長会議があるのになぜ衛生課だけで全国会議を開くのか?」と問われたことに対し、「昔は衛生主任者会議には畜産課長帯同のうえ出席されたいとの通知さえも出されていた」と聞いたことがある。現在でも家畜衛生行政は地方農政局を經由せず都道府県と直結である。

毎年度はじめに全国家畜衛生主任者会議を開き、動検・葉検・動衛研のほか関係団体等からの出席を得て、当該年度の家畜衛生対策全般についての方針説明と協議が行われている。また、この時期に併せて全国家畜保健衛生業績発表会が開催されるのが通例となっており、家畜保健衛生所の所長なども主任者会議に同席できる機会となっている。

4 海外家畜伝染病の侵入防止対策

(1) 海外伝染病防疫演習の開催

昭和40年代後半には家畜保健衛生所の病性鑑定能力も向上し、家畜衛生試験場の海外伝染病診断施設も出来上がり、海外研修を終えた専門家も増加した。

昭和44年(1969)には、第1回海外伝染病防疫演習が愛知県で開催された。この計画に当たっては、昭和42年(1967)年海外の家畜衛生事情調査のためヨーロッパへ出張していた衛生課の緒方宗雄技官がたまたま英国での口蹄疫発生に遭遇し、そのときの防疫活動の体験が参考になった。筆者も当時六本木にあった防衛庁を訪問し、内局と幕僚の責任者に防疫演習の計画を説明して自衛隊の支援をお願いしたことがあった。このとき、英国で口蹄疫防疫活動の現場へ軍隊が出動した例を挙げて説明をしたことにより快諾いただき、直ちに管区方面隊に指示することを約束された。この演習はその後も毎年続いて、北海道、福岡県、静岡県等で実施

された。

(2) 食肉等の輸入禁止地域の指定

家畜伝染病予防法施行規則第43条に基づいて、偶蹄類動物およびその肉等の輸入禁止地域が指定されている。指定された国または地域からは、家畜衛生事情の好転を理由にして輸入解禁の要請をしてくることもしばしばある。その対応としては担当官を現地に派遣して家畜衛生事情を調査確認したうえで対処することとされている。筆者も衛生課在任中にハンガリー、ベルギー、シンガポールなどへその目的で出張したことがあった。口蹄疫の発生がある国や地域については、煮沸肉に加工する条件でその加工施設を指定して解禁する場合もある。

5 家畜防疫に関する国際会議等

(1) 昭和31年(1956)11月、第3回OIEアジア地域獣疫会議が東京・大手町の農協ビル国際会議場で開催された。OIE加盟は国際条約に基づいているので、会議は外務省条約局主導で進められたが、幸い前年に同じような規模で農林省生活改善課の国際会議が開催されたので、衛生課の若手の職員が会議のやり方を見習うため裏方作業の手伝いに行かされた。

本会議では斉藤弘義課長が流暢な英・仏語を駆使して見事な議長振りを発揮された。

(2) 信藤謙蔵衛生課長時代になって、昭和42年(1967)10月、OIE-FAOアジア極東地域獣疫会議が東京で開催されたが、昭和47年(1972)にはOIE-FAO共催第9回アジア・オセアニア地域獣疫会議が東京で開催された。前年のOIE総会でアジア委員会事務局を東京に置くことが決まり、田中良男氏がアジア代表となり、日本常任代表の信藤課長が2度目の会議開催役を引き受けることになった。このときには会議準備事務局は農林省内に設置され、会議の運営はサイマル・インターナショナルが引き受けるなど円滑に進められた。

(3) 第10回OIE-FAOアジア獣疫会議は、昭和49年(1974)イラン・テヘラン市で開催され、田中良男アジア代表、信藤前日本代表、山本格也衛生課長と大橋が随行して会議に参加した。日本からは豚水胞病および牛のウイルス性流産・奇形(後のアカバネ病)について報告した。

(4) 昭和47年(1972)5月、日本・カナダ検疫官会議がカナダ・オタワ市で開催されることになり、外交旅券をもらってカナダへ出張した。日本側代表は、農林省の植物防疫課長、食品企画課長補佐、筆者(当時、畜産局衛生課家畜衛生指導官)および厚生省の乳肉衛生課長補佐であった。

会議は、日本大使館の担当官同席の下にカナダ側代表との間で議事が進められ、動物検疫では、日本に輸入したホルスタイン種雄牛のブルセラ病抗体検出、カナダ産神戸ビーフ生産のための黒毛和種雄牛のRSウイルス検査等の衛生基準などが議題であった。会議終了後、日本からの各代表はそれぞれ希望見学先へ向かったが、筆者はケベック州のセントローレンス川の中にあるグロス島の動物検疫施設を見学した。この島は元々ヨーロッパからの移民の検疫所であったが、その施設を利用して家畜の海外伝染病についての研修施設となり、カナダ以外の各地からも技術者が参加し、そこに宿泊して受講していた。島内に併設の動物検疫所はフランスからのシャロレー牛専用の繋留場となっていた。

6 おわりに

筆者が衛生課に在籍した約20年の間に、わが国は戦後の混乱期を抜け出して高度成長期となり、昭和36年(1961)に制定された農業基本法の下で畜産業も規模拡大へと発展した。それとともに家畜衛生面では新伝染性疾病的の発生や、多頭羽飼育環境下での疾病による損耗や生産性の低下という現象がみられるようになった。その対応として、これまでのような国家防疫だけに頼るのではなく、自分の家畜は自分で守る自衛防疫組織の構築が必要とされる時代を迎えることとなった。

本稿は筆者が衛生課在職中に遭遇した家畜伝染病の発生例について、特異的な防疫業務上の体験や、そのときの対応の仕方などをまとめてみるつもりであったが、終わってみれば防疫行政の通論的なものになってしまった。今後機会があればさらに継続を試みたいと思っている。

参考資料

- 1) 杉浦勝明：家畜伝染病予防法改正の変遷，日本獣医史学雑誌，第50号(2013)
- 2) 田中良男：私の畜産論集(私家版)，共立社(1983)
- 3) 信藤謙蔵：ひとこまの歴史，文永堂出版(1981)
- 4) 山脇圭吉：日本帝国家畜傳染病豫防史 大正・昭和第二篇(1936)
- 5) 大橋義光：口蹄疫の発生で思ったこと，東獣ジャーナルNo.525(2010)